

平成25年度



沖縄県世代間スキル継承型 雇用促進事業のご案内

県内に立地する中小企業において、**高年齢従業員（55歳以上）の継続雇用**と、**若年者（15歳から29歳）の新規雇用**の両立を図り高年齢従業員の持つスキルを若年者に継承する世代間ペア就労を取り入れる企業に対し、助成金を交付します。

「世代間ペア就労」とは？

高年齢従業員と、新規に雇用された若年者がペアを組んで同じ業務に携わることにより、若年者への技能継承を実現する就労形態をいう。

ペア就労の例

人材育成型	能力補完型
ワークシェアリング型	企業活性化型



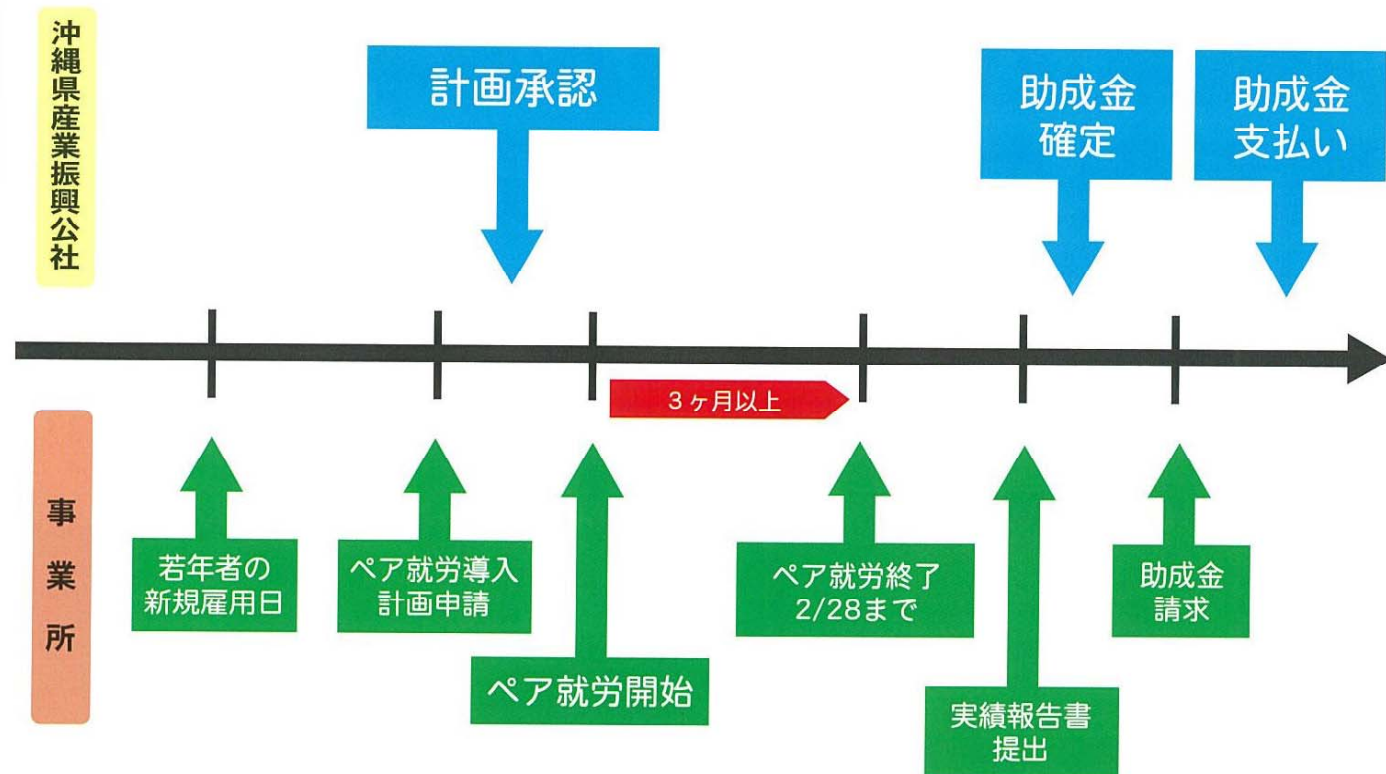
対象企業

- (1) 県内に本店もしくは支店を有する中小企業で、定年延長などによって従業員が65歳まで働ける措置が取られていること
- (2) 55歳以上の高年齢者を雇用していること
- (3) 若年者を新規雇用すること
- (4) 世代間ペア就労を県内事業所において3ヶ月以上実施すること
(平成26年2月28日までにペア就労が完了すること)

助成額

- | | | |
|-----------------------|----------|------|
| (1) 雇用期間の定めのない雇用 | 若年者1人につき | 50万円 |
| (2) 1年以上の雇用期間が定められた雇用 | 若年者1人につき | 30万円 |

平成25年度 沖縄県世代間スキル継承型雇用促進フロー



申請時提出書類について

1. ペア就労導入計画承認申請書
2. ペア就労導入事業計画書
3. ペア就労従事者関係調書

※添付資料

登記簿、定款の写し、就業規則、雇用契約書の写し
雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し等

予算には限りがございます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ・お申し込みについては

公益財団法人
沖縄県産業振興公社
Okinawa Industry Promotion Public Corporation

産業振興部 産業振興課 (中野・新崎)
TEL: 098-859-6239 FAX: 098-859-6233
Eメール: jinzai@okinawa-ric.or.jp
〒901-0152 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター4F

くわしくは
公社HPを
ご覧下さい

※平成25年度申請様式は、こちらから

<http://okinawa-ric.jp/>